

2023年4月

1. フリンジベネフィット税の新しい免除ルールについて（従業員の公共交通機関・自転車の利用）

2023年4月1日より、従業員の自宅から会社間の移動により発生する交通費について、以下のフリンジベネフィット税免除ルールが適用されています。

対象となる通勤手段	対象となるベネフィット	Private use の取り扱い
公共交通機関	通勤時に公共交通機関を利用する場合の交通費（バス・電車代等）	休日の利用分（Private use）はフリンジベネフィット税の対象となる
自転車、スクーター	従業員の通勤時に利用することを目的とした、自転車またはスクーター購入費用	休日に利用する場合でも、フリンジベネフィット税の対象とならない

2. 最低賃金の引き上げ

2023年4月1日より、ニュージーランドの最低賃金が時給 NZD21.20（=日本円で約1,746円 1ドル82.38円の為替レートの場合）から、NZD22.70（日本円で約1,870円）に引き上げられました。これにより、今年度の事業予算や、各従業員の Payroll の設定について、見直しを行うことを推奨します。

お問い合わせ先

Fair Consulting New Zealand Limited

Level 33, 23-29 Albert Street, Auckland, New Zealand 1010

Tel : +64 9 985 5614

Web : <https://www.faircongrp.com/>

花本 聡子

準オーストラリア国・ニューージーランド国勅許会計士

E-Mail : sa.hanamoto@faircongrp.com

「FCG ニューージーランド ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG ニューージーランド ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG ニューージーランド ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。